

消 防 危 第 4 8 号
平成 3 年 5 月 2 9 日

改正 平成 8 年 2 月 消防危第 2 8 号
平成 1 0 年 9 月 消防危第 7 9 号
平成 1 1 年 6 月 消防危第 5 7 号
平成 1 3 年 3 月 消防危第 3 7 号
平成 1 6 年 3 月 消防危第 3 3 号
平成 2 0 年 3 月 消防危第 4 3 号
平成 2 0 年 9 月 消防危第 3 5 0 号
平成 2 1 年 2 月 消防危第 3 4 号

各都道府県消防主管部長殿

消防庁危険物規制課長

製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について（抄）

消防法第 1 4 条の 3 の 2 に基づく製造所等の定期点検に関しては、既に製造所等の区分ごとに適宜指導指針を示してきたところであるが、先般の危険物の規制に関する政令等の改正により、製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準が改正されたことに伴い、今般下記のとおり製造所等の定期点検に関する指導指針を整備したので、製造所等の定期点検方法等については、今後この指針に基づき指導することとされたい。

なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達されよろしく御指導願いたい。

記

1 定期点検記録表の整備について

定期点検記録表の様式を積載式移動タンク貯蔵所を除く製造所等と積載式移動タンク貯蔵所とに分けたこと。

[別記 1 - 1 製造所等定期点検記録表（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）](#)

[別記 1 - 2 積載式移動タンク貯蔵所定期点検記録表](#)

2 点検表の整備について

(1) 危険物の規制に関する政令において貯蔵又は取扱形態に応じて技術上の基準が区分されている次の施設について、新たに点検表を区分したこと。

イ 屋内貯蔵所

ロ 給油取扱所

ハ 特例に係る一般取扱所

- (2) 新たに自動火災報知設備点検表を設けたこと。
- (3) 危険物の規制に関する政令等の改正に伴い、改正後の技術上の基準に合わせて点検事項等を整理したこと。
- (4) 点検項目の順序の整理、点検項目の内容の統一、点検内容、点検方法の表現の統一等所要の整備を行ったこと。

[別記2 製造所・一般取扱所点検表](#)

[別記3-1 屋内貯蔵所（平家建）点検表](#)

[別記3-2 屋内貯蔵所（平家建以外）点検表](#)

[別記3-3 屋内貯蔵所（他用途部分を有するもの）点検表](#)

[別記4-1 屋外タンク貯蔵所（固定屋根式）点検表](#)

[別記4-2 屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式）点検表](#)

[別記5 地下タンク貯蔵所点検表](#)

[別記6 移動タンク貯蔵所点検表](#)

[別記7 屋外貯蔵所点検表](#)

[別記8-1 給油取扱所（屋外）点検表](#)

[別記8-2 給油取扱所（屋内）点検表](#)

[別記8-3 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（屋外）点検表](#)

[別記8-4 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（屋内）点検表](#)

[別記9 移送取扱所点検表](#)

[別記10-1 一般取扱所（吹付塗装作業等）点検表](#)

[別記10-2 一般取扱所（焼入れ作業等）点検表](#)

[別記10-3 一般取扱所（ボイラー、バーナー等による危険物の消費施設）点検表](#)

[別記10-4 一般取扱所（充てん施設）点検表](#)

[別記10-5 一般取扱所（詰替え施設）点検表](#)

[別記10-6 一般取扱所（油圧装置等）点検表](#)

[別記11-1 屋内（外）消火栓設備点検表](#)

[別記11-2 水噴霧消火設備点検表](#)

[別記11-3 泡消火設備点検表](#)

[別記11-4 二酸化炭素消火設備点検表](#)

[別記11-5 ハロゲン化物消火設備点検表](#)

[別記11-6 粉末消火設備点検表](#)

[別記12 自動火災報知設備点検表](#)

[別記13 冷却用散水設備点検表](#)

[別記14 水幕設備点検表](#)

3 その他

次の各通知については廃止することとしたこと。

- (1) 昭和52年4月13日付け消防危第66号
「屋外タンク貯蔵所の定期点検に関する指導指針について」
- (2) 昭和52年10月19日付け消防危第154号
「給油取扱所及び移動タンク貯蔵所の定期点検に関する指導指針について」
- (3) 昭和52年11月10日付け消防危第163号
「地下タンク貯蔵所、屋内貯蔵所、屋外貯蔵所等の定期点検に関する指導指針について」
- (4) 昭和54年3月30日付け消防危第33号
「製造所及び一般取扱所の定期点検に関する指導指針について」
- (5) 昭和54年4月13日付け消防危第40号
「一般取扱所（危険物の消費、充てん、詰替え関係）の定期点検に関する指導指針について」
- (6) 昭和54年8月28日付け消防危第88号
「一般取扱所（圧油装置、潤滑油循環装置その他これらに準ずる装置関係）の定期点検に関する指導指針について」
- (7) 昭和56年1月27日付け消防危第9号
「移送取扱所の定期点検に関する指導指針について」
- (8) 昭和59年3月6日付け消防危第22号
「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」

別記 2

{ 製 造 所 } 点 検 表
 { 一 般 取 扱 所 }

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
	保安距離	保安物件新設等の有無	目視（該当物件のある場合は実測）		
		代替措置の塀又は壁体の損傷の有無	目視		
	保有空地	許可外物件の存置の有無	目視		
		代替措置の隔壁等の損傷の有無及び機能の適否	目視（機能の適否については作動確認）		
建 築 物	壁、柱、はり及び屋根	亀裂、損傷等の有無	目視		
	防火戸	変形、損傷の有無及び閉鎖機能の適否	目視		
	床面	滞油、滞水の有無	目視		
		亀裂、損傷、くぼみ等の有無	目視		
階段	変形、損傷の有無及び固定状況の適否	目視			
架 構 等	支柱、はり	亀裂、損傷の有無	目視		
	床面	滞油、滞水の有無	目視		
		亀裂、損傷、くぼみ等の有無	目視		
階段	変形、損傷の有無及び固定状況の適否	目視			
	換気・排出設備等	給排気のダクト等の変形、損傷の有無及び固定状況の適否	目視		
		引火防止網の損傷及び目づまりの有無	目視		
		防火ダンパーの損傷の有無及び機能の適否	目視（機能の適否については手動による確認）		
		ファンの作動状況の適否	作動確認		
		可燃性蒸気警報装置の作動状況	作動確認		
	屋外設備の囲い、 流出防止措置、地盤面	亀裂、損傷等の有無	目視		
		滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
	ためます、排水溝、 油分離装置	亀裂、損傷等の有無	目視		
		滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
危 険	漏れ防止設備 (二重缶、二重配管)	滞油等の有無	目視		
		変形、亀裂、損傷の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		

省略

バルブ等	フランジ、バルブ等	漏えいの有無	目視及びガス検知器等による検知		
		損傷の有無	目視		
		塗装状況及び腐蝕の有無	目視		
		バルブ開閉機能の適否	目視		
		フランジ、ボルト等のゆるみ等の有無	目視又はハンマーテスト		
	ラック、サポート	変形、損傷の有無	目視		
		塗装状況及び腐蝕の有無	目視		
		固定状況の適否	目視		
	配管ピット	亀裂、損傷等の有無	目視		
		滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
電気防食設備	端子箱の損傷、土砂等の堆積、端子のゆるみ等の有無	目視			
	防食電位（電流）の適否	電位計による測定			
ポンプ設備等	電動機（駆動機）	損傷の有無	目視		
		固定ボルト等のゆるみ、脱落等の有無	目視又はハンマーテスト		
		軸受部、回転部等の給油状況の適否	目視		
		異音、異常振動、異常発熱の有無	目視		
	ポンプ	漏えいの有無	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
		固定ボルト等の腐食及びゆるみ等の有無	目視又はハンマーテスト		
		軸受部、回転部等の給油状況の適否	目視		
		流量及び圧力の適否	目視		
異音、異常振動、異常発熱の有無		目視			
アース	断線の有無	目視			
	取付部のゆるみ等の有無	目視			
	接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定			
電気	配電盤、遮断器（スイッチを含む。）、コンセント、配線等	変形、損傷の有無	目視		
		固定状況の適否	目視		
		機能の適否	目視及び作動確認		
	照明機器及びその他の電気機器	損傷の有無	目視		
		固定状況の適否	目視		
		配線結合部のゆるみ等の有無	目視		

設 備		機能の適否	目視及び作動確認		
	アース	断線の有無	目視		
		取付部のゆるみ等の有無	目視		
		接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定		
制御装置等	制御系計器の損傷の有無	目視			
	制御盤の固定状況の適否	目視			
	制御系（温度、圧力、流量等）の機能の適否	作動確認又はシーケンス試験による。			
	監視設備の機能の適否	作動確認			
	警報設備の機能の適否	作動確認			
避雷設備	突針部の傾斜、損傷及び取付部のゆるみ等の有無	目視			
	避雷導線の断線及び壁体等の接触の有無	目視			
	接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定			
標識、掲示板	取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無	目視			
消火設備	消火器	位置、接置数、外観的機能の適否	目視		
	消火器以外の消火設備	消火設備点検表による。			
警報設備	自動火災報知設備	自動火災報知設備点検表による。			
	自動火災報知設備以外の警報設備	損傷の有無	目視		
		機能の適否	作動確認		
その他					

- 注1 地下タンクのタンク本体及び地下埋設配管の漏えいの有無については、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成16年3月18日付け消防危第33号）により点検すること。
- 注2 検査棒等により確認するとともに、併せて漏えい危険物の有無についても確認すること。
- 注3 消防法及び高圧ガス保安法が適用される安全弁については、作動確認の時期を高圧ガス保安法に基づく保安検査における作動検査の時期に準ずるものとし、当該作動検査を行った場合は作動確認を行ったものとする。